

高松市下水道台帳管理データ更新業務委託

仕様書

令和 8 年 度

高 松 市 都 市 整 備 局
下水道部下水道整備課

第1章 業務目的及び概要

第1条 業務目的

本業務は、下水道台帳の既存データの不備箇所について、机上確認及び現地調査を行い、データ修正を実施することを目的とする。

第2条 業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

1. 業務名 高松市下水道台帳管理データ更新業務委託
2. 業務場所 高松市一円
3. 履行期間 令和8年8月18日（火）から令和9年3月17日（水）まで
4. 業務内容
 - ・計画準備 一式
 - ・エラー箇所抽出 一式
 - ・データ修正（机上作業） 一式
 - ・データ作業（現地作業） N＝500箇所
 - ・データセットアップ 一式
 - ・打合せ 3回（中間打合せ1回）
 - ・報告書作成 一式

第2章 業務内容

第3条 計画準備

受注者は、作業計画、作業工程、工程ごとの作業内容等を明確にし、円滑な業務遂行を行うための実施計画を立案する。

第4条 資料収集整理

発注者は、本業務に必要な以下の資料を受注者に貸与する。貸与した資料については、汚損、破損及び紛失のないよう十分に注意して取り扱うものとし、本業務完了時には、速やかに返却するものとする。

1. 下水道施設図形データ (shape) 一式
2. 下水道施設属性データ (ACCESS mdb) 一式

第5条 エラー箇所の抽出及び分析

貸与された下水道施設データに基づき、不備と考えられるエラー箇所を抽出するものとする。

1. 属性情報の未入力状況の把握
 - ・各施設の全属性情報について、未入力箇所を集計し、一覧表を作成する。
 - ・既入力値の正誤確認や修正は、本業務の対象外とする。
2. 施工年度の未入力箇所の抽出
 - ・各施設の属性情報について、施工年度が未入力の箇所を抽出し、当該施設が分かる一覧表を作成する。
3. 逆勾配箇所の抽出
 - ・管きょ属性の勾配がマイナス値である箇所を抽出し、当該施設が分かる一覧表を作成する。
 - ・管きょ機能が圧送管である管きょは抽出対象外とする。
 - ・440箇所を想定している。
4. 地盤高の不正値箇所の抽出
 - ・人孔属性の地盤高が不正（マイナス値）である箇所を抽出し、当該施設が分かる一覧表を作成する。
 - ・10箇所を想定している。
5. 土被りの不正値箇所の抽出
 - ・管きょ属性の上流土被り及び下流土被りが不正（マイナス値）である箇所を抽出し、当該施設が分かる一覧表を作成する。
 - ・90箇所を想定している。

第6条 データ修正（机上作業）

前条1及び2で抽出したエラー箇所について、条件定義（別紙1）に基づく一括処理により、データ修正を行う。

第7条 データ修正（現地作業）

第5条3から5のエラー箇所について、現地作業に基づいたデータ修正を行う。なお、現地確認箇所数については、エラー箇所の抽出・分析に基づき、発注者と協議の上、決定する。

1. 現地確認用図面の作成

- ・現地確認用図面を作成する。
- ・マンホール蓋の開閉を伴う作業については、安全確保を十分に行うものとする。
- ・道路使用許可申請を行うものとする。

2. マンホール現地確認

- ・水準測量により、当該マンホールの地盤高を計測する。
- ・水準測量の基点は、隣接するマンホールの地盤高（既存属性データ）を使用する。
- ・水準測量は、計測後の精度点検が可能となるよう、同じ基点マンホールを用いた閉合観測（基点→基点）か、異なる基点マンホールを用いた結合観測（基点→終点）のいずれかで実施する。
- ・当該マンホールについて、エラー箇所の勾配を算出するための上流管底高及び下流管底高を計測する。

3. 現地作業結果とりまとめ

- ・現地作業結果に基づき、勾配、地盤高、上流土被り、下流土被りを算出・整理する。

4. データ修正

- ・現地作業結果とりまとめを基に、必要箇所についてデータ修正を行う。

第8条 データセットアップ

本業務で作成したデータを発注者が使用する下水道台帳管理システムで閲覧できるよう、データセットアップを行う。なお、動作確認を行い、正常に動作することを確認するものとする。

第9条 打合せ

受注者は、常に調査職員と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打合せ等の会議録は、受注者において必ず作成するものとする。

第10条 報告書作成

受注者は、前条までに作成した各種成果について、次のとおり出力、製本等を行い、とりまとめる。

成果品一覧

項目	形式	数量
(1) 報告書	出力紙、Microsoft Officeデータ	1部
(2) エラー箇所一覧表	出力紙、Microsoft Officeデータ	一式
(3) 水準測量結果	出力紙、Microsoft Officeデータ	一式
(4) 計測作業結果	出力紙、Microsoft Officeデータ	一式
(5) 下水道施設図形データ（修正後）	shape	一式
(6) 下水道施設属性データ（修正後）	ACCESS mdb	一式

第11条 提出書類

受注者は、発注者と十分に打合せを行い、速やかに下記の書類を提出するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| 1. 業務着手届 | 1部 |
| 2. 業務工程表 | 1部 |
| 3. 管理技術者届 | 1部 |
| 4. 管理技術者経歴書 | 1部 |
| 5. 従事技術者名簿 | 1部 |
| 6. 業務実施計画書 | 1部 |
| 7. 連絡体制 | 1部 |
| 8. 発注者が必要とする書類 | 1部 |

第12条 契約、作業工程・内容

工程計画は、業務実施計画書を基に発注者、受注者が協議して決定する。業務内容は、工程計画の決定後に入力作業、システム等の調整、運用の順で業務を行うものとする。

第13条 契約内容の変更

本委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約内容を変更することができるものとする。ただし、発注者が特段の理由があると認めたときを除き、契約内容の変更は行わないものとする。

第14条 受け渡し場所等

発注者に帰属するもの、完成品及びシステム構築に関わる全ての物の受け渡しは、高松市防災合同庁舎で行うものとする。なお、配送、事務処理及び産廃処理等に係る費用は受注者の負担とし、場所の変更が必要な場合においては、発注者、受注者協議により受け渡し場所

を決定する。

第3章 その他

第15条 準拠する法律等

本業務の実施に際しては、高松市下水道台帳管理データ更新業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令及び規則等に基づいて行うものとする。

1. 測量法（昭和24年法律第188号）
2. 下水道法（昭和33年法律第79号）
3. 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
4. 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
5. 下水の処理開始の告示事項等に関する省令（昭和42年厚生省建設省令第1号）
6. 下水道の管理の適正化について（昭和39年建都発第52号）
7. 下水道台帳の調整について（昭和53年建都下企発第75号）
8. 下水道維持管理指針（2014年版）
9. 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き V e r . 5
10. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
11. 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例
12. 高松市公共測量作業規程
13. 高松市条例・財務規則及び諸規則
14. その他関係法令、規則、通達等

第16条 疑義

本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示を厳守するとともに、従事する者には、相当な経験を有する熟練者を配置し、責任と良心のもと、細心の注意を払うとともに正確かつ丁寧に行い、もし、疑義を生じた場合は直ちに担当職員と緊密に連絡を取り、その指示又は承諾を受けなければならない。

第17条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

第18条 管理技術者

受注者は、本業務を計画管理し指示する管理技術者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。管理技術者は、作業に精通しているもので、業務の技術上の主任を行うとともに、各工程の進捗状況を随時報告するものとする。また、主要な事項は全て立会うものとする。

なお、緊急を要する打合せ等が発生した場合、管理技術者は速やかに担当職員と打合せを

行い、完了検査、出来高検査には、管理技術者が必ず立会うものとする。管理技術者は、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

1. 技術士法に基づく上下水道部門（下水道）の技術士を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
2. 下水道台帳管理システム構築業務又は下水道台帳更新業務（GIS機能を有する）の同等の業務責任者としての経験を有する者で、地方公共団体等のシステム構築又は更新業務について業務経験を有する者。

第19条 検査

検査は必要がある場合に適宜これを行う。なお、検査職員の指摘事項は管理技術者に指示し、業務を完了したときは、速やかにその旨を通知すること。

第20条 瑕疵担保期間

完了検査に合格した日から3年間、成果品に瑕疵が発見された場合には、発注者の指示により受注者の負担で修正するものとする。ただし、瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じたと認められる場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

上述の規定にかかわらず成果品の瑕疵が、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、上述に指定する請求は行わない。ただし、受注者がその指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しないときは、この限りでない。

第21条 構築データの帰属

本業務で構築する全てのデータについては、発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく公表、貸与又は使用してはならない。

第22条 秘密保持

受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。受注者は、故意の有無にかかわらず秘密等を漏洩した場合、速やかに原状回復を行わなければならない。なお、原状回復が不可能と判断される場合、又は受注者が不誠実な対応等を行う場合は、発注者は受注者に対し本業務の残存分の中止・変更等の指示を行うことができる。中止、変更等に伴う費用は受注者の負担とする。

第23条 情報セキュリティ

情報セキュリティポリシーの遵守については、高松市情報セキュリティ対策基準を遵守し、情報の取り扱いなどに十分留意のうえ行うこと。本業務のデータ（受注者作成のものを含む。）を、個人（委託作業員）所有のパソコン等で持ち運び、作成、編集等を行ってはならない。

第24条 契約の解除

発注者は、下記の項目に該当する場合は、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。

1. 発注者、受注者双方が同時に契約の解除を希望したとき。
2. 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。
3. 受注者が業務を履行しない場合及び履行が不可能と判断されたとき。
4. 受注者の責に帰すべき事由により、受注者が履行期間内に業務を完了しないと明らかに認められるとき。
5. 受注者が管理技術者を配置しなかったとき。
6. 故意又は過失により、発注者に重大な損害を与えたとき。
7. 受注者が、不適当な作業方法により個人情報等の秘密情報の漏洩を行ったとき。

第25条 不当要求行為排除

受注者は、業務の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業等不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに工事妨害その他発注工事等の適正な施工を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
2. 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
3. この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

第26条 適正な労働条件の確保

受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
2. 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日間の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
3. 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

4. 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
5. 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
6. 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
7. 1から6までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第27条 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

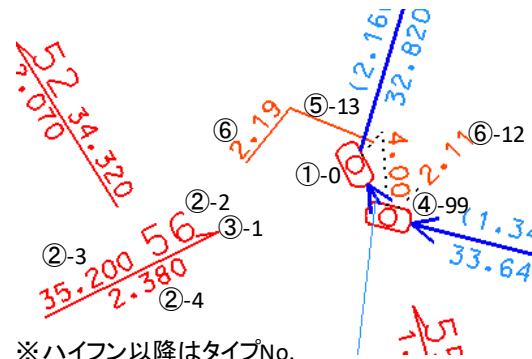
※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

別紙1 データ仕様及び定義

データ仕様及び定義(一覧表)

施設	属性コードタイプNo.	内容	データベース
人孔	0	人孔シンボル	
	1	人孔引出線	
	2	人孔番号	○
	3	地盤高	○
	4	人孔深	○
	12	オフセット注記	
	13	オフセット引出線	
	99	オフセットライン	
管きょ	1	流水方向矢印	
	2	引出し線	
	3	補助線(上流側)	
	4	補助線(下流側)	
	5	断面形状	○
	6	内径高さ(mm)	○
	7	勾配(‰)	○
	8	区間延長(m)	○
	9	管きょ材質	○
	10	上流土被り(m)	○
	11	上流管底高(m)	○
	12	下流土被り(m)	○
	13	下流管底高(m)	○
	14	副管記号	○
	15	起点記号	○
	20	施工年度	○
	99	管きょライン	
取付管	0	桝シンボル	
	1	取付管材質	○
	2	断面形状	○
	3	取付管管径(mm)	○
	4	取付管延長(m)	○
	5	追加延長(m)	○
	6	取付管土被り(m)	○
	99	取付管ライン	
鞘管	0	鞘管ライン	
	2	鞘管引出線	
	3	口径(mm)	○
	4	鞘管延長(m)	○
	5	鞘管材質	○
供用告示済エリア	-	-	

データ仕様及び定義(人孔)



注記文字は左下原点
シンボルは中心原点

※ハイフン以降はタイプNo.

①

人孔ポイント	<POINT>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		0(固定)
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	人孔種別コード	文字	4桁	マンホール種別(シンボル).コード 参照

②

人孔注記	<POINT>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		2:人孔番号 3:地盤高 4:人孔深
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	フォント幅(m)	実数		
ATR5	フォント高(m)	実数		
ATR6	文字間(m)	実数		
ATR7	文字列	文字	20桁	タイプNo.により可変

③

人孔引出線	<LINESTRING>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		1(固定)

④

オフセットライン	<LINESTRING>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		99(固定)

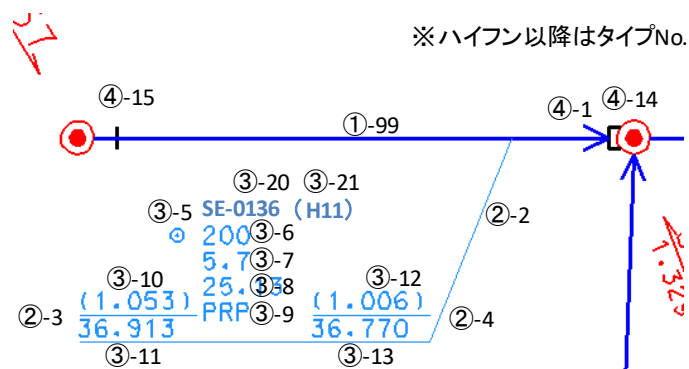
⑤

オフセット引出線	<LINESTRING>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		13(固定)

⑥

オフセット注記	<POINT>			
ATR1	人孔キー	文字	10桁	
ATR2	タイプNo.	整数		12(固定)
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	フォント幅(m)	実数		
ATR5	フォント高(m)	実数		
ATR6	文字間(m)	実数		
ATR7	文字列	文字	20桁	

データ仕様及び定義(管きょ)



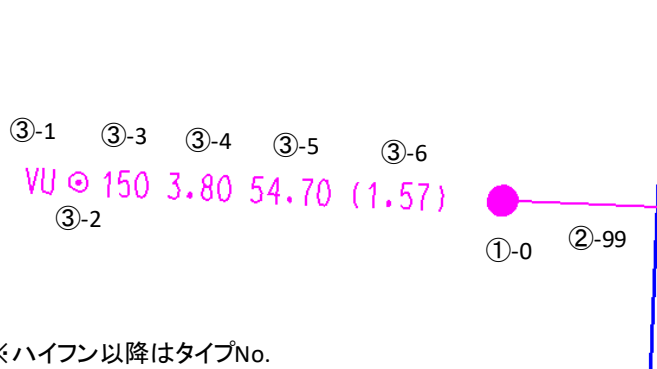
①				
管きょライン	<LINESTRING>			
ATR1	管きょキー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		99(固定)
ATR3	管きょ機能	文字	2桁	管きょ機能コード 参照

②				
管きょ引出線	<LINESTRING>			
ATR1	管きょキー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		2:引出し線 3:補助線(上流側) 4:補助線(下流側)

③				
管きょ注記	<POINT>			
ATR1	管きょキー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		5:断面形状 6:内径高さ(mm) 7:勾配(‰) 8:区間延長(m) 9:管きょ材質 10:上流土被り(m) 11:上流管底高(m) 12:下流土被り(m) 13:下流管底高(m) 20:管番号 21:施工年度
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	フォント幅(m)	実数		
ATR5	フォント高(m)	実数		
ATR6	文字間(m)	実数		
ATR7	文字列	文字	20桁	タイプNo.により可変

④				
管きょ付属ポイント	<POINT>			
ATR1	管きょキー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		1:流水方向矢印 14:副管記号 15:起点記号
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		

データ仕様及び定義(取付管)



①

取付管ポイント	<POINT>			
ATR1	桧キー	文字	15桁	
ATR2	タイプNo.	整数		0(固定)
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	桧種別コード	文字	4桁	マンホール種別(シンボル).コード 参照

②

取付管ライン	<LINESTRING>			
ATR1	桧キー	文字	15桁	
ATR2	タイプNo.	整数		99(固定)

③

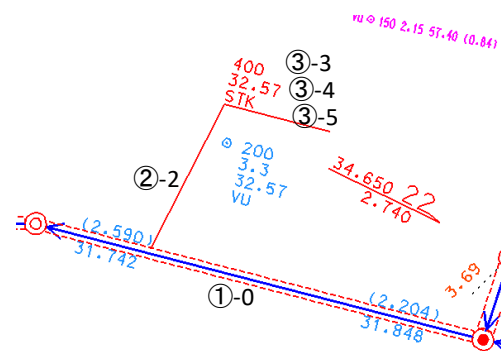
取付管注記	<POINT>			
ATR1	桧キー	文字	15桁	
ATR2	タイプNo.	整数		1:取付管材質 2:断面形状 3:取付管管径(mm) 4:取付管延長(m) 5:追加延長(m) 6:桧深(m)
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	フォント幅(m)	実数		
ATR5	フォント高(m)	実数		
ATR6	文字間(m)	実数		
ATR7	文字列	文字	20桁	タイプNo.により可変

文字(タイプ1,3,4,5,6)は、文字の左下を原点とします。
セル(タイプ2)は、セル中心を原点とします。

文字原点とセル中心の高さの差は、フォント高の1/2(0.3m)になります。



データ仕様及び定義(鞅管)



①

鞅管ライン	<POLYGON>			
ATR1	鞅管キー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		0(固定)

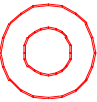
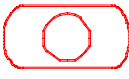
②

鞅管引出線	<POINT>			
ATR1	鞅管キー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		2(固定)

③

鞅管注記	<POINT>			
ATR1	鞅管キー	文字	22桁	
ATR2	タイプNo.	整数		3:口径(mm) 4:鞅管延長(m) 5:鞅管材質
ATR3	角度(0 - 360°)	実数		
ATR4	フォント幅(m)	実数		
ATR5	フォント高(m)	実数		
ATR6	文字間(m)	実数		
ATR7	文字列	文字	20桁	タイプNo.により可変

マンホール種別(シンボル定義)(1/4)

シンボル NO	シンボル名	シンボル定義	該当 コード	該当マンホール名
01	1号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0211	1号組立マンホール
			0212	1号現場打ちマンホール
02	2号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0221	2号組立マンホール
			0222	2号現場打ちマンホール
			0223	円形2号マンホール(レジンコンクリート)
03	3号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0231	3号組立マンホール
			0232	3号特殊マンホール
04	4号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0241	4号組立マンホール
05	5号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0251	5号組立マンホール
06	0号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0261	0号組立マンホール
07	Y号マンホール	ϕ 3.0(mm) 	0271	Y号マンホール
08	特1号マンホール	4.0*2.0(mm) 	0301	特1号マンホール
09	特2号マンホール	4.0*2.0(mm) 	0302	特2号マンホール
10	特3号マンホール	4.0*2.0(mm) 	0303	特3号マンホール
11	特4号マンホール	4.0*2.0(mm) 	0304	特4号マンホール
12	楕円マンホール	4.0*2.0(mm) 	0311	楕円マンホール(900×450)
			0312	楕円マンホール(900×600)
13	馬てい形きょ用マンホール	3.5*2.0(mm) 	0321	馬てい形きょ用マンホール

マンホール種別(シンボル定義)(2/4)

シンボル NO	シンボル名	シンボル定義	該当 コード	該当マンホール名
14	小口径マンホール	$\phi 1.5(\text{mm})$ 	0411	小口径マンホール(150)
			0421	硬質塩化ビニル製小型マンホール(200)
			0431	硬質塩化ビニル製小型マンホール(300)
			0432	レジン製小型マンホール(300)
			0433	小口径コンクリートマンホール(300)
			0434	小口径マンホール(350)
			0441	小口径マンホール(400)
			0442	小口径マンホール(450)
15	矩形マンホール(小)	正方形 一辺1.5mm 	0451	小口径マンホール(500)
			0531	矩形マンホール(300×300)
			0551	矩形マンホール(500×500)
			0561	矩形マンホール(600×600)
16	矩形マンホール(大)	正方形 一辺2.5mm 	0581	矩形マンホール(800×650)
			0591	矩形マンホール(900×900)
			0592	矩形マンホール(900×1000)
			0599	く形きょ用マンホール
17	マンホールポンプ	$\phi 3.0(\text{mm})$ 	0601	マンホールポンプ
18	特殊マンホール	正五角形 一辺2mm 	0611	特殊マンホール(円形)
			0612	特殊マンホール(矩形)
19	伏せ越しマンホール(円形)	$4.0 \times 2.0(\text{mm})$ 	0621	伏せ越しマンホール(円形)
20	伏せ越しマンホール(矩形)	$4.0 \times 2.0(\text{mm})$ 	0622	伏せ越しマンホール(矩形)
21	伏せ越しマンホール	正方形 一辺2.0mm 	0623	伏せ越しマンホール(正方形)
22	吐口 (ゲート無し)	正三角形 一辺3mm 	0701	雨水吐口(ゲート無し)
			0702	合流吐口(ゲート無し)
23	吐口 (ゲート有り)	正三角形 一辺3mm 下線4mm 	0703	雨水吐口(ゲート有り)
			0704	合流吐口(ゲート有り)
24	取水口	$\phi 3.0(\text{mm})$ 	0711	取水口(ゲート無し)
			0712	取水口(ゲート有り)
25	合流吐室	正方形 一辺3mm 	0721	合流吐室
26	マンホールトイレ	$\phi 2.4(\text{mm})$ 	0801	マンホール型防災トイレ

マンホール種別(シンボル定義)(3/4)

シンボル NO	シンボル名	シンボル定義	該当 コード	該当マンホール名
27	下水道用空気弁	φ2.4(mm) 	0811	下水道用空気弁
28	点検マンホール	φ2.4(mm) 	0821	点検マンホール(300×300)
29	その他施設	φ2.4(mm) 	0831	その他施設
30	その他 マンホール	正方形 一辺2.5mm 	0841	その他マンホール
31	不明マンホール	φ3.0(mm) 	0851	不明マンホール
32	流域下水道 接続マンホール	正五角形 一辺2mm 	0901	流域下水道接続マンホール
33	仮想マンホール	φ0.73(mm) 	0999	仮想マンホール
34	汚水ます(円形)	φ1.5(mm) 	1011	硬質塩化ビニル製ます(150)
			1021	硬質塩化ビニル製ます(200)
			1022	塩化ビニル樹ストレー(200)
			1023	塩化ビニル樹トロッ(200)
			1024	φ200
			1031	硬質塩化ビニル製ます(300)
			1032	塩化ビニル樹ストレー(300)
			1033	φ300
			1034	ホリブレン樹ストレー(350)
			1035	ホリブレン樹トロッ(350)
			1036	コンクリート樹(350)
			1037	φ350
			1041	φ400
			1042	φ450
			1051	φ500
35	ます(角形)	正方形 一辺2.0mm 	1061	汚水樹
			1131	コンクリートます(300×300)
			1132	350(角形)
			1133	コンクリートます(360×360)
			1141	400(角形)
			1142	コンクリートます(450×450)
			1143	450(角形)
			1161	コンクリートます(600×600)
36	中継ます小	φ1.5(mm) 	1201	中継ます小

マンホール種別(シンボル定義)(4/4)

シンボル NO	シンボル名	シンボル定義	該当 コード	該当マンホール名
37	中継ます大	ϕ 2.3(mm) 	1202	中継ます大
38	掃除ます	ϕ 2.0(mm) 	1211	掃除ます
39	雨水宅内樹	一辺 1.5mm 	1301	雨水宅内樹
40	街渠樹(雨水)	一辺 1.5mm 	1311	街渠樹(雨水)
41	宅内マンホールポンプ	ϕ 2.0(mm) 	1401	宅内マンホールポンプ
42	その他ます	一辺 1.5mm 	1841	その他ます
43	不明ます	ϕ 1.5(mm) 	1851	不明ます
44	管止め	1.5(mm) 0.75(mm) 	1901	管止め

管きょ機能種別(シンボル定義)

[illegible]

管きょ断面形状種別(シンボル定義)

[illegible]